

平成31年度 根室市「図書館ボランティア」募集要項

1. 趣旨（目的）

未来を担う子どもの豊かな読書環境及び地域における社会的読書環境を整備し、市民への読書普及を図る図書館の活動は、余暇の充実と学習そして生活に役立ち、地域文化向上の一助となります。その活動に、市民の潜在的な意欲や能力を活かした協力を得て、より充実した図書館サービス及び読書普及活動を展開することを目的に、根室市「図書館ボランティア」を募集します。

2. 募集対象者

- (1) 読み聞かせや読書、図書館活動に興味関心があり、ボランティア活動を希望される方。
- (2) 登録は、中学生以上で市内に在住している個人とします。
- (3) 登録及び活動にあたり、資格等は必要ありません。

3. 活動内容

- ・ 「ブックスタート事業」補助
- ・ 図書館事業における行事補助（こどものつどい・図書館カフェ等）
- ・ 図書館における軽作業（新聞スクラップ等）
- ・ 図書館事業における読み聞かせ（土曜おはなし会等）
- ・ 共催事業における作業（古本市等）

4. 組織運営

- (1) 募集登録、組織、運営については、図書館が行います。
- (2) 図書館の運営（コーディネート）のもと、活動していただきます。

5. ボランティア研修会

- (1) ボランティアとして活動していただくために、随時研修会を行います。

6. 募集期間及び登録方法

- (1) 募集期間：平成31年4月19日（金）～5月19日（日）
- (2) 申込先：根室市図書館（電話・FAXによる申込可）

※ 別紙「申込書」記入の上、5月19日（日）までに、図書館へ提出願います。

※5月19日以降も随時募集

7. その他

- (1) ボランティアについては、報酬等はありません。
- (2) ボランティアスケジュールの調整をし、楽しく意欲的に活動していただきます。
- (3) 新聞スクラップ等の軽作業については、事前に連絡の上、図書館にお越しくください。
- (4) 「図書館ボランティア」としての約束事を守っていただきます。
- (5) ボランティアに登録された方は、ボランティア活動保険に加入することになります。（自己負担はありません）
- (6) 図書館ボランティアの活動は、「ねむろポイントカード」の「行政ポイント付与対象事業」となっており、活動1件につき100ポイントが付与されます。

8. 問合せ 根室市図書館（弥生町2-5 / TEL23-5974 FAX22-3292）

根室市「図書館ボランティア」申込書

根室市図書館長 様

私は、根室市図書館ボランティア活動実施内規等を理解したうえで、根室市「図書館ボランティア」に申し込みます。

年 月 日

ふりがな			男	年 齢
氏 名			女	満 歳
住 所	〒 ー 根室市 町 丁目 番地 (アパート等)			
電 話	自宅 ー	携帯	ー	ー
E-Mail				
学校・勤務先	(年 組)			
活動希望	<ul style="list-style-type: none"> ・活動希望 (○をつけてください) ・ブックスタート ・行事補助 (こどものつどい等) ・図書館カフェ ・図書館に係わる軽作業 (新聞スクラップ等) ・読み聞かせ (土曜おはなし会等) ・共催行事補助 (古本市等) その他 ()			
「図書館ボランティア」の活動可能日時	<ul style="list-style-type: none"> ・活動可能日時 (曜日・時間帯など、出来るだけ具体的にお書き下さい。) 			
提出先	根室市図書館 (弥生町2-5 / TEL 23-5974 FAX 22-3292)			
その他特記事項				

根室市図書館ボランティア活動実施内規

(趣旨)

第1条 根室市図書館(以下「図書館」という。)は、ボランティア活動を生涯学習の重要な活動と位置づけ、その活動の機会と場を提供し、市民の図書館への理解を促すとともに、市民参加により図書館活動のさらなる活性化と図書館振興を図る。

(定義)

第2条 この内規において「図書館ボランティア」とは、自発的な意志に基づき生涯学習の一環として、図書館におけるサービス活動のため、その知識・技能を無償で提供する市内在住で中学生以上の者をいう。

(活動内容)

第3条 図書館ボランティアの活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資料の書架への返却及び配列直し
- (2) 「こどものつどい」等子ども読書活動への支援
- (3) 図書館の主催事業等への協力
- (4) 新聞スクラップの作成
- (5) 図書、雑誌等の市民還元及び整理に関すること
- (6) 図書の補修、複写資料等の製本
- (7) 障がい者等への支援
- (8) 図書館敷地内の美化
- (9) 前各号に掲げるもののほか、館長が適当と認めたもの

(申込み)

第4条 図書館ボランティアとして活動しようとする者は、根室市図書館ボランティア申込書(別記様式第1号)を館長に提出するものとする。

2 図書館ボランティアの募集は、随時行うものとする。

(登録等)

第5条 館長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、次に掲げる要件を満たす者について、根室市図書館ボランティアとして受け入れるものとし、図書館ボランティア台帳(別記様式第2号)に登録する。

- (1) 図書館の活動に理解と関心があり、年間を通して継続的な活動が可能であること。
- (2) 図書館で行う図書館ボランティアのための研修に参加することができること。
- (3) 図書館の業務に支障を来すおそれがないと認められる者であること。

2 前項の規定による登録(以下「登録」という。)の有効期間は、当該登録を受けた日(以下この項において「登録日」という。)から当該登録日の属する年度の末日までとする。

3 図書館ボランティアは、前条第1項の規定により館長に提出した申込書の記載事項に変更が生じたときは、根室市図書館ボランティア氏名・住所等変更届出書(別記様式第3号)を提出するものとする。

4 図書館ボランティアは、自己の都合により登録の取消しを希望するときは、その旨を館長に申し出るものとする。

5 館長は、図書館ボランティアが根室市図書館の業務に支障のある行為等を行ったときは、その者に係る登録を取り消すことができる。

(活動日等)

第6条 図書館ボランティアの活動日は、根室市図書館条例施行規則（平成6年根室市教育委員会規則第1号）第2条第1項に規定する休館日を除く日とし、活動時間は、原則として同条同項に規定する開館時間内とする。

（ボランティア保険の加入）

第7条 図書館ボランティアの活動保険の加入は、市がその経費を負担して行うものとする。

（名札・エプロンの着用）

第8条 図書館ボランティアは、図書館ボランティアであることを示す名札及びエプロンを着用するものとする。

（遵守事項）

第9条 図書館ボランティアは、その活動に当たっては、教育委員会が定める事項を遵守するとともに、図書館の職員の指示に従うものとする。

2 図書館ボランティアは、その活動中に知り得た図書館管理運営上の秘密及び利用者のプライバシーを漏らしてはならない。図書館ボランティアとしての身分を失った後も、同様とする。

（研修）

第10条 図書館は、図書館ボランティアに対し、その必要な基礎知識及び技能の取得に関し必要な研修を実施するものとする。

（規定外事項）

第11条 この内規に定めるもののほか、図書館ボランティアに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。